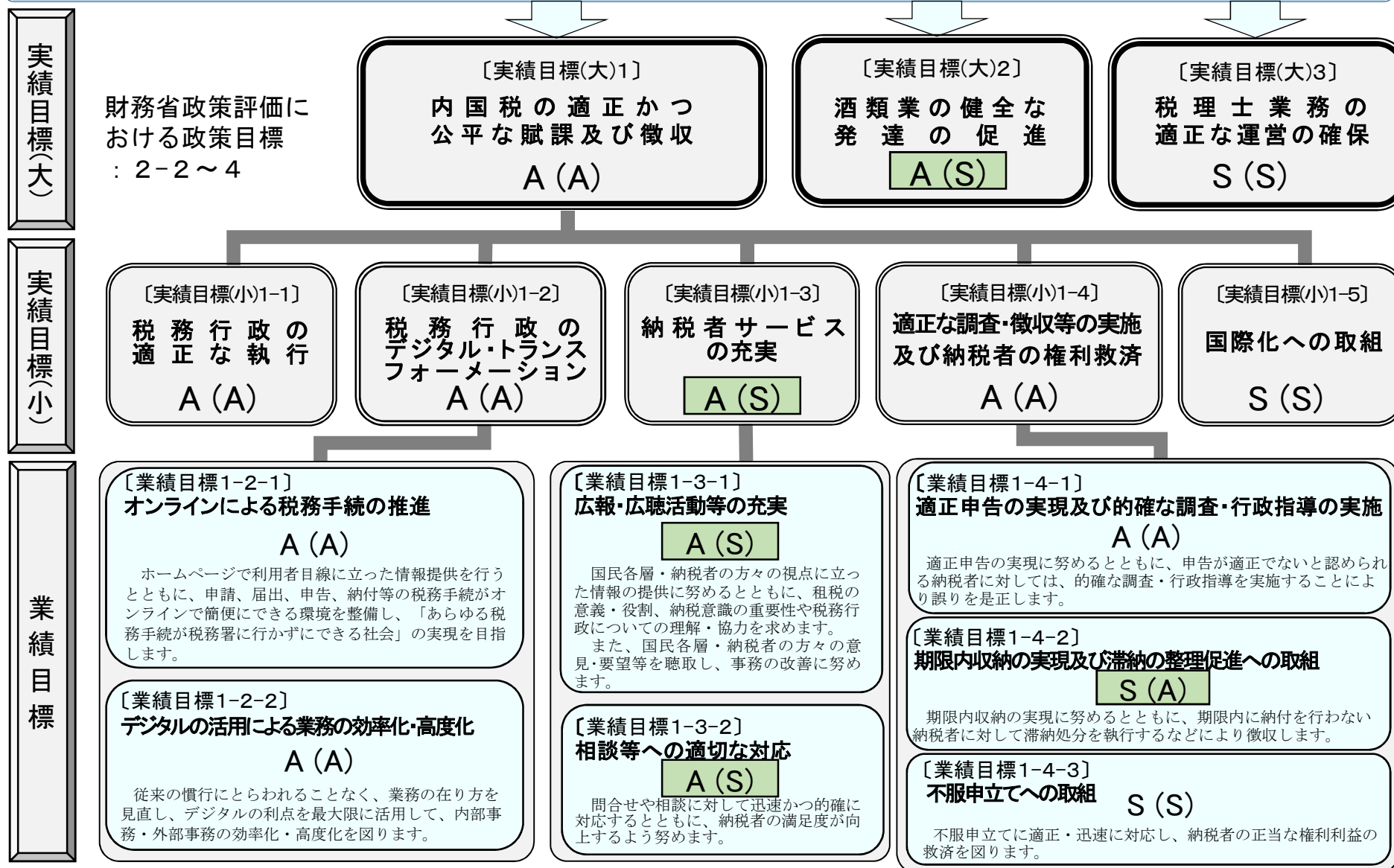


令和5事務年度 国税庁実績評価の概要

1. 令和5事務年度の実績目標等の評価一覧	1
2. 令和4事務年度及び令和5事務年度における評価ごとの集計結果	2
3. 令和5事務年度の目標及び施策ごとの評価結果	3
4. 評価が前事務年度と異なる目標の評価理由等	6
5. 理由を付して評価を行った目標	
(1) 前事務年度の評価を維持した目標	8
(2) 前事務年度の評価よりも低くなった目標	9
【参考1】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和5事務年度）	10
【参考2】 評価基準（評価マニュアル）	12

1. 令和5事務年度の実績目標等の評定一覧

国税庁の使命 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」



※ 各目標の符号は令和5事務年度の評定。()は令和4事務年度の評定。

は令和4事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

2. 令和4事務年度及び令和5事務年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		実績目標(大)		実績目標(小)		業績目標		合 計	
		4事務 年度	5事務 年度	4事務 年度	5事務 年度	4事務 年度	5事務 年度	4事務 年度	5事務 年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	2	1	2	1	3	2	7	4
A	相当程度進展あり	1	2	3	4	4	5	8	11
B	進展が大きくない	0	0	0	0	0	0	0	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	5	5	7	7	15	15

3. 令和5事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ①

実績目標・業績目標・施策			評 定	
			4事務年度	5事務年度
【実績目標(大)1】 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			A	A
【実績目標(小)1-1】 税務行政の適正な執行			A	A
施策	(1)	関係法令の適正な適用と迅速な処理	S	a
	(2)	税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	(3)	守秘義務の遵守	a	a
	(4)	職員研修の充実	S	S
【実績目標(小)1-2】 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション			A	A
【業績目標1-2-1】オンラインによる税務手続の推進			A	A
施策	(1)	オンライン申告の推進	b	b
	(2)	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	a	a
	(3)	利用者目線に立った情報提供	a	a
	(4)	キャッシュレス納付の推進	S	S
	(5)	申請・届出等の合理化・デジタル化	a	a
【業績目標1-2-2】デジタルの活用による業務の効率化・高度化			A	A
施策	(1)	内部事務のセンター化の推進	a	a
	(2)	照会等のオンライン化の推進	a	a
	(3)	データ活用等による税務執行の効率化・高度化	a	a
【実績目標(小)1-3】 納税者サービスの充実			S	A
【業績目標1-3-1】広報・広聴活動等の充実			S	A
施策	(1)	国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	S	a
	(2)	租税に関する啓発活動	S	S
	(3)	関係民間団体との協調関係の推進	S	S
	(4)	地方公共団体との協力関係の確保	S	S
	(5)	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	S	S
【業績目標1-3-2】相談等への適切な対応			S	A
施策	(1)	納税者からの相談等への適切な対応	S	S
	(2)	納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	S	a
	(3)	改正消費税法への対応	S	S

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページ以降で説明しています。 3

3. 令和5事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ②

実績目標・業績目標・施策				評 定	
				4事務年度	5事務年度
	【実績目標(小)1-4】 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済			A	A
	【業績目標1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施			A	A
	施策	(1)	有効な資料情報の収集	a	a
		(2)	的確な調査事務の運営	a	a
		(3)	社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
		(4)	悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
	【業績目標1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組			A	S
	施策	(1)	期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
		(2)	滞納を未然に防止するための取組	s	s
		(3)	効果的・効率的な徴収事務の運営	a	s
		(4)	滞納の整理促進への取組	s	s
		(5)	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
	【業績目標1-4-3】不服申立てへの取組			S	S
	施策	(1)	不服申立ての適正・迅速な処理	s	s
		(2)	裁決事例の公表の充実	s	s
	【実績目標(小)1-5】 国際化への取組			S	S
	施策	(1)	税務当局間の要請に基づく情報交換	s	s
		(2)	共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	s	s
		(3)	国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施	s	s
		(4)	相互協議事案の適切・迅速な処理	s	s
		(5)	外国税務当局との知見の共有	s	s
		(6)	開発途上国に対する技術協力	s	s

※

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページ以降で説明しています。

3. 令和5事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ③

実績目標・業績目標・施策				評 定	
				4事務年度	5事務年度
【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進				S	A
施策	(1)	日本産酒類の輸出促進の取組		s	b
	(2)	酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応		s	s
	(3)	酒類の公正な取引環境の整備		s	s
	(4)	構造・経営戦略上の問題への対応		s	s
	(5)	独立行政法人酒類総合研究所との連携		s	s
	(6)	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進		s	s
	(7)	酒類に係る資源の有効な利用の確保		s	s

※

【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保				S	S
施策	(1)	税理士会等との連絡協調の推進		s	s
	(2)	税理士等に対する指導監督の的確な実施		s	s
	(3)	書面添付制度の普及・定着に向けた取組		s	s

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページ以降で説明しています。

4. 評価が前事務年度と異なる目標の評価理由等

目 標	評価結果		評価理由等
	4事務年度	5事務年度	
【業績目標1-3-1】 広報・広聴活動等の 充実	S 目標達成	A 相当程度 進展あり	施策「業1-3-1-1 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実」に係る測定指標の一つとして「業1-3-1-1-A-1 国税の広報に関する評価」を設定しており、国税の広報に関するアンケート調査において上位評価を得た割合を80%以上にするよう努めています。 令和4年度においては、外部の専門家の意見やインターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえ、また、令和4事務年度の重点広報項目として掲げた「ICTを利用した申告・納税手続等」及び「消費税のインボイス制度」を中心として、国税庁ホームページなどを通じ、ICTを利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。その結果、実績値（80.7%）が目標値（80%）を上回りました。 令和5年度においても、令和5事務年度の重点広報項目として掲げた「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」及び「消費税のインボイス制度」を中心として、前年度と同様に各種情報の提供に取り組んでまいりましたが、広報内容が分かりづらい、といった意見もあり、実績値（79.0%）が目標値（80%）を下回りました。 他の施策については「s 目標達成」でしたが、当該施策が「a 相当程度進展あり」（注）であるため、業績目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。 （注）測定指標「国税の広報に関する評価」について実績値が目標値を下回りましたが、その差が1%以下であったため、達成度を「△」とし、施策「国民各層・納税者の方々への広報活動の充実」の評価を「a」としました。

4. 評価が前事務年度と異なる目標の評価理由等

目 標	評価結果		評価理由等
	4事務年度	5事務年度	
【業績目標1-3-2】 相談等への適切な対応	S 目標達成	A 相当程度 進展あり	施策「業1-3-2-2 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応」に係る測定指標の一つとして「業1-3-2-2-A-1 苦情の3日以内の処理件数割合」を設定しています。 令和4年度においては、税務行政に対する理解と信頼を確保するため、納税者から寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切な対応に努めた結果、実績値（93.5%）が目標値（90%）を上回りました。 令和5年度においても、前年度と同様、迅速かつ適切な対応に努めて取り組みましたが、実績値（89.7%）が目標値（90%）を下回りました。処理が3日を超えたものについては、より適切な対応について検討を行うため事実確認に時間を要したもののほか、申出に対して説明等を行ったものの理解を得るのに時間を要したものが主な理由となっています。 他の施策については「s 目標達成」でしたが、当該施策が「a 相当程度進展あり」（注）であるため、業績目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。 （注）測定指標「苦情の3日以内の処理件数割合」について実績値が目標値を下回りましたが、その差が1%以下であったため、達成度を「△」とし、施策「納税者からの苦情等への迅速・適切な対応」の評価を「a」としました。
【業績目標1-4-2】 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	施策「業1-4-2-3 効果的・効率的な徴収事務の運営」に係る測定指標の一つとして「業1-4-2-3-A-2 集中電話催告センター室における催告回数」を設定しています。 令和4年度においては、大量・反復的に発生する新規発生滞納事案に対し、電話催告を、早期かつ反復的に実施したほか、必要に応じて、夜間や日曜日にも実施しました。一方で、令和4年7月から、AIを活用し、滞納者の過去の架電履歴等を分析した「応答予測モデル」により作成したコールリストを活用して電話催告を実施したことで、滞納者が応答するまでに要する電話催告回数が減少し、実績値（1,940千回）が目標値（2,000千回）を下回りました。 こうしたことを踏まえ、令和5年度においては、新規発生滞納事案への催告（督促後の催告）に加え、これまで税務署で実施していた「督促前納付指導」を、集中電話催告センター室が主体となってシステムを活用して実施したところ、上方修正した目標値（2,300千回）を実績値（2,387千回）が上回りました。その結果、全ての施策が「s 目標達成」であるため、業績目標の評価は「S 目標達成」としました。

5. 理由を付して評定を行った目標

(1) 前事務年度の評定を維持した目標

目標	評定	施策	評定	評定理由等
【業1-2-1】 オンラインによる税務手続 の推進	A	[業1-2-1-1] オンライン申告の推進	b	業績目標「業1-2-1 オンラインによる税務手続の推進」については、5つの施策のうち、1つの施策のみが「b 進展が大きくない」となり、他の4つの施策は「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」となりました。 この「b 進展が大きくない」となった施策「業1-2-1-1 オンライン申告の推進」は、各税目等に係るe-Taxの利用状況・申告状況や利用満足度を測定指標としていますが、利用満足度を除いて、e-Taxの利用状況における測定指標は、全ての利用率が前年より上昇しています。 また、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して様々な取組を実施した結果、自宅でe-Taxにより納税者ご自身で申告書を作成・提出した方が、令和4年分の約1.2倍（スマホ申告は約1.3倍）となり、税務署の確定申告会場で申告書を作成・提出した方の数の2.5倍を超えました。特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は、令和4年分の約1.4倍に増加しました。 当該業績目標の評価に当たっては、一部の施策の達成度のみが、目標全体に影響を及ぼすことは適切ではなく、他の重要性の高い施策も含めて評価することが適切と考えられます。 これらを踏まえ、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることを総合的に勘案した結果、当該業績目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。
		[業1-2-1-2] マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	a	
		[業1-2-1-3] 利用者目線に立った情報提供	a	
		[業1-2-1-4] キャッシュレス納付の推進	s	
		[業1-2-1-5] 申請・届出等の合理化・デジタル化	a	

(注) 上記の評定は、「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。

5. 理由を付して評価を行った目標

(2) 前事務年度の評価よりも低くなった目標

目標	評価	施策	評価	評価理由等
【実績目標(大)2】 酒類業の健全な発達の促進	A	[実2-1] 日本産酒類の輸出促進の取組	b	令和5事務年度においては、施策「日本産酒類の輸出促進の取組」について、設定した3つの測定指標のうち、1つの主要な測定指標「日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援」に設定した3つの目標値の1つ「展示会等参加事業者数」の実績値が394者となり、目標値(550者)を下回ったため、評価は「b 進展が大きくない」としました。 これは、令和5年5月に感染法上の取扱いが2類から5類に移行されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことから、特に海外バイヤー側のニーズにより、オンライン形式での開催が減少し、海外現地での開催が増加したことにより参加者が減少したものです。 一方で、新規販路の開拓支援に努めたことで、展示会等参加事業者と海外バイヤーとの商談件数は前年より増加したほか、「商談機会提供国割合」をはじめとする、その他の目標値については達成しています。 また、他の重要性の高い施策の評価は全て「s 目標達成」であり、酒類業の健全な発達のための施策を着実に進めているところです。 当該業績目標の評価に当たっては、一部の施策の達成度のみが、目標全体に影響を及ぼすことは適切ではなく、他の重要性の高い施策も含めて評価することが適当と考えられます。 これらを踏まえ、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」であることを総合的に勘案した結果、当該業績目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
		[実2-2] 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	s	
		[実2-3] 酒類の公正な取引環境の整備	s	
		[実2-4] 構造・経営戦略上の問題への対応	s	
		[実2-5] 独立行政法人酒類総合研究所との連携	s	
		[実2-6] 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	s	
		[実2-7] 酒類に係る資源の有効な利用の確保	s	

(注) 上記の判定は、「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。

【参考 1】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和 5 事務年度） ①

※ 詳細は評価書に記載

I 納税者の利便性の向上 ～あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

〔オンライン申告等の推進〕

- e-Taxで提供している各種WEBシステムを統合し、利用者目線に立った導線に整理するとともに、スマートフォン・タブレット・パソコンのどちらからも利用しやすいデザインになるようUI／UXを改善
- ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）について、「自動ダイレクト」（※）を導入
※ e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、自動的に口座引落としにより納付ができる機能
- 関係省庁、日本銀行、金融機関、関係民間団体などの関係機関と連携して「キャッシュレス納付推進宣言式」を実施

〔マイナンバー制度の普及・定着〕

- 申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力する、マイナポータル連携の対象に「給与所得の源泉徴収票情報」を追加

〔利用者目線に立った情報提供、申請・届出等の合理化等〕

- 質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」の相談対象に、所得税の定額減税を追加
- 「マイページ」（※）について、法人向けに運用開始
※ e-Taxに登録されている本人（法人）情報、還付金等の処理状況及び各税目に関する情報（各種届出等）を確認できる機能

【参考１】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和５事務年度） ②

※ 詳細は評価書に記載

Ⅱ 業務の効率化・高度化

- 国税当局が保有する資料情報等の各種データおよびＡＩ等の分析・活用による的確な選定等を通じ、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施
- 高度なデータ分析により構築した応答予測モデルの予測結果を使用したコールリスト（ＡＩコールリスト）を活用し、滞納者へつながりやすい曜日・時間帯に電話催告を実施
- データリテラシーレベルに応じた研修体系の整備、国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設し、ＩＣＴに関する素養を備えた人材を採用

Ⅲ その他の取組

- 納税者の理解と協力の下で、Ｗｅｂ会議システムやオンラインストレージサービス等のオンラインツールを活用した調査の実施（国税局調査部（課））
- Ｗｅｂ会議システム等を活用した外国税務当局との相互協議の実施
- 税務大学校の公開講座をオンデマンド配信で実施

【参考2】 評価基準（評価マニュアル）

施策の評価	目標の評価（下位目標がないもの）	目標の評価（下位目標があるもの）
1 「s+ 目標超過達成」 (①及び②をとともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 2 「s 目標達成」 (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。 3 「a 相当程度進展あり」 (①及び②をとともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注1)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」(注2)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。 4 「b 進展が大きくない」 (①及び②をとともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。 5 「c 目標に向かっていない」 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合 例：実績値が目標値の50%を下回っている場合	・実績目標(大) 2, 3 ・実績目標(小) 1-1, 1-5 ・業績目標1-2-1, 1-2-2, 1-3-1, 1-3-2, 1-4-1, 1-4-2, 1-4-3 1 「S+ 目標超過達成」 施策の評価が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s 2 「S 目標達成」 施策の評価が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s 3 「A 相当程度進展あり」 施策の評価が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a 4 「B 進展が大きくない」 施策の評価に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b ※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。 5 「C 目標に向かっていない」 施策の評価に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c	・実績目標(大) 1 ・実績目標(小) 1-2, 1-3, 1-4 ※左記目標の評価と同様に行う。 1 「S+ 目標超過達成」 下位の目標の評価が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」 (例) 下位の目標① S+ 下位の目標② S 下位の目標③ S 2 「S 目標達成」 下位の目標の評価が全て「S」 (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ S 3 「A 相当程度進展あり」 下位の目標の評価が全て「A」、又は「S」と「A」のみ (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ A 4 「B 進展が大きくない」 下位の目標の評価に「B」があり、かつ、「C」がない (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ B 5 「C 目標に向かっていない」 下位の目標の評価に「C」がある (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ C

(注)1 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

2 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。